

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第11号）（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

京都市休日急病診療所の利用者の拡大を図るため、京都市休日急病診療所の耳鼻いんこう科の診療日及び受付時間を次のとおり変更することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
診 療 日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1月2日から同月4日まで, 8月15日, 同月16日及び12月29日から同月31日まで
受 付 時 間	午前10時から午後5時まで	午前10時から午後10時まで。 ただし, 土曜日 ((2)及び(3)に掲げる日に該当する日を除く。) は, 午後6時から午後10時まで

この条例は、平成16年10月20日から施行することとしました。

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第11号

京都市休日急病診療所条例の一部を改正する条例

京都市休日急病診療所条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

区 分	診 療 日	受 付 時 間
京都市休日急病診療所	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。） (3) 1月2日から同月4日まで、8月15日、同月16日及び12月29日から同月31日まで（以下「年始等」という。）	午前10時から午後10時まで。ただし、土曜日（休日及び年始等を除く。）は、午後6時から午後10時まで
京都市休日急病内科 小児科東診療所及び 京都市休日急病内科 西診療所	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) 年始等	午前10時から午後5時まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)